

「子どもの人権」の視点から保育を捉え直す試み

磯村 正樹* 鈴木 裕子**

*名古屋市立おりべ幼稚園

**愛知教育大学幼児教育講座

Attempt to Reconsider Childcare from the Perspective of "the Rights of the Child"

Masaki ISOMURA* Yuko SUZUKI**

*Nagoya City Oribe Kindergarten, Nagoya, 462-0864 Japan

**Department of Early Childhood Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542 Japan

要 約

本研究は、子どもの人権を尊重する保育を捉えることを目的に、理論的視点と実践的視点の2点から検討した。理論的視点として、保育所保育指針、幼稚園教育要領等を概観した。保育所保育指針には、保育所の社会的責任として子どもの人権に配慮すること、子どもの人権に配慮した保育を行うための保育者の専門性についての記述が見られた。幼稚園教育要領には人権に関する直接的な記述はなかったが、人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕等に同様の記述が見られた。実践的視点として、事例をもとに、保育者の子どもへの関わりを子どもの人権の視点から捉え直した。子どもにとって肉体的・精神的苦痛と感じられないような保育者の関わりであっても子どもの人権を侵害する関わりになり得ること、子どもの人権を尊重する保育者の関わりについて論じた。

Keywords : 子どもの人権 保育 幼児教育

I. 問題と目的

子どもの人権は、1948年の世界人権宣言、1959年の子どもの権利宣言、1989年の子どもの権利条約等を経て、国際的に広く認知されるようになった。子どもの権利条約にあるように、子どもは大人と同じく「かけがえない価値をもったひとりの人間」として尊重される権利や、命や身体を大切にされ差別されない権利等をもっている。一方で自律的な大人への発展途上にある子ども期の特性を踏まえ、子どもの権利として以下の4つが挙げられる¹⁾。

① 自己決定権を有していない子どもが、ひとりの人間として尊重される権利（尊厳の確保）

- ② “子ども期”を待ち人としてではなく、今の自分を豊かに生きる権利（成長する権利）
③ 自分らしく生き、他人のことも考えられるようなおとなになる権利（発達する権利）
④ これら3つの大切な権利を子どもが自らの力で達成するために不可欠な「自分の思いや願いを自由に出し、それと向き合ってもらって、成長・発達の中で出会う身近なおとなと受容的な応答関係をつくる権利（意見表明権）」

保育者は自身の期待や理想を子どもに押し付けたり、子どもの意思を聞き入れなかったりすることのないように、子どもの人権を尊重し、保育に臨むことが求められる。「未熟な存在、保護・指導すべき存在である」という子ども観ではなく「力ある存在・自立した存在

である」という子ども観をもって保育をすることが、子どもの人権を尊重する保育の根底にある。

子どもの人権課題は多岐にわたり、貧困、虐待、性的搾取などの子どもの人権が大人によって脅かされる問題、子どもの生きる権利や差別されない権利を守ることなどは言うまでもなく重要である。しかしながら本稿ではそのような社会的課題として取り上げられる子どもの人権ではなく、日常の保育における保育者の言動について、子どもの人権の視点から考えたい。

子どもの人権に配慮した保育、子どもの人権を尊重した保育をするためには、体罰や暴力のない保育、身体的・精神的苦痛を与えることのない保育であることは言うまでもない。しかしながら、保育者の子どもへの関わりの中には身体的・精神的苦痛を与えるとまではいえないものの、子どもの人権を尊重していると言えるのか疑問に感じられる関わりがあることもまた事実である。臨床育児・保育研究会が発行する「エデュカーレ」²では、アンケートをもとに保育の中で子どもの権利が侵害されていると感じた具体的な場面として「保育者の都合で子どもを寝かしつけたり、起こしたりする」「力量以上のことを要求し、叱る」「子どもの前で親を批判する」などを挙げている。

全国保育士会³は、保育の現場で働く保育士・保育教諭が「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」について改めて意識を高め、自らの保育を振り返ることを目的として、2017年に『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～』を作成している。その中では「良くない」と考えられる関わり具体的な例を挙げ、より良い関わりへのポイントを具体的に述べている。保育を振り返り、子どもの人権を尊重した関わりであったか考えることは、保育者自身の人権感覚を養うことになり、ひいては保育の質を高めることにつながる。

保育の質は、「子どもにとってどうか」という視点が基本であり、日々の保育の振り返りや対話、記録は保育の質の向上を図る取り組みの土台となる⁴。保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会⁵「議論のとりまとめ 「中間的な論点の整理」における総論的事項に関する考察を中心に」では、子どもの人権の尊重について次のように述べられている。

(3) 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方

(保育所保育指針の理解を共通の基盤とした取組の推進)

○ また、保育実践の質を捉える上では、子どもの健康・安全の管理に関することや、一人一人の人権・人格の尊重に関わることなど、一定の指標や基準に照らして適切に行われているか確認することが可能な側面と、実際の保育と子どもの姿から様々な意味や可能性を見出し、今後の援助のあり

方を探っていくことが求められる側面がある。全ての現場において保障されるべき質の確保と、多様な実態に応じた各々の現場や保育士等による創意工夫に資することの両面を踏まえて、各取組の具体的な実施方法等を検討する必要がある。

保育実践の質は、一定の指標・水準で保障すべき質と実践の中で意味や可能性を追求していく質の両面があり、子どもの人権は「一定の指標・水準で保障すべき質」であると捉えられている。しかしながら、一定の指標・水準が何であるかは明らかでない。子どもの人権を尊重することは、最低限できればよいことではなく、保育において常に省みる必要があるのではないだろうか。

そこで本稿は、子どもの人権を「理論的（法令）」、「実践的（事例）」の2つの面から検討する。まず、平成29年に改定された保育所保育指針、幼稚園教育要領等を概観し、保育や幼児教育で子どもの人権がどのように扱われているかを整理する。次いで日常の保育に見られる保育者の子どもへの関わりを、子どもの人権の視点から捉え直し、子どもの人権を尊重する保育についての課題と可能性を明らかにすることを目的とする。

Ⅱ. 理論的（法令）視点から見る 幼児期の「子どもの人権」

子どもの人権を考えるとき、二つの視点がある。一つは子どもの人権を尊重する・守るという視点であり、一つは子どもに人権感覚を育む・人権尊重の意識を涵養するという視点である⁶。本稿では子どもの人権を尊重する保育について検討するため、前者の視点から各法令を概観する。

保育所保育指針⁷には「入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する」という児童福祉の理念から、子どもの人権に関する記述が見られる。

第1章 総則

(中略)

(5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

保育所の社会的責任について、保育所保育指針解説⁸には次のように述べられている。

(5) 保育所の社会的責任

(中略)

保育士等は、保育所における保育という営みが、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、憲法・児童福祉法・児童憲章・児童の権利に関する条約などにおける子どもの人権等について理解することが必要である。

また、子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する

心を育て、子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である。子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。
(下線は筆者による)

保育者は、子どもの人権について理解し、子どもの人権に配慮した保育となっているか常に全職員で確認すること、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならないことが明記されている。

また、保育所職員に求められる専門性として、保育所保育指針解説⁹に次のように述べられている。

第5章 職員の資質向上

(中略)

1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

(中略)

子どもの人権を尊重し、その最善の利益を考慮して保育を行うためには、職員の間観、子ども観などの総体的なものとして表れる人間性や、保育所職員として自らの職務を適切に遂行していくことに対する責任の自覚などの資質が必要である。

保育者には、人間観や子ども観などの相対的なものとして表れる人間性、職務を適切に遂行していくことに対する責任の自覚などの資質が必要である。子どもの権利条約の第3条第1項に定められている「子どもの最善の利益」を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、これらの資質が基盤となると明確に示されている。

平成29年に改定された幼稚園教育要領には人権という言葉は用いられておらず、幼稚園教育要領解説¹⁰には、人権について触れた一文が見られる。

2 人との関わりに関する領域「人間関係」

[内容の取扱い]

(4) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまづきをも体験し、それら乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。

(中略)

幼児は信頼し、尊敬している大人の言葉や行動に基づいて何がよくて何が悪いのかの枠をつくっており、教師の言動の影響は大きい。特に、生命や人権に関わることなど人としてしてはいけないことに対

しては、悪いと明確に示す必要がある。

(下線は筆者による)

道徳性の芽生えを培うにあたっては、子どもに人としてしてはいけないことを明確に伝えることと同時に、保育者の言動に基づいて道徳性や規範意識が育まれていくことに留意する必要があると述べられており、人権を子どもにどう教えるか、いわゆる人権教育の観点から人権という言葉が用いられている。

幼稚園教育要領解説には、幼児一人一人の発達の特性に応じた指導が大切であること、一人一人がかげがえのない存在であること、一人一人のよさが生かされるようにすることなどが述べられており、総じて見れば子どもの人権を尊重することと重なるが、人権については直接述べられているのは上記のみである。子どもの人権・文化の違いへの配慮、性別による固定的な役割分業意識を植え付けないための配慮、身体的苦痛を与えないこと、守秘義務、虐待への対応などについては、幼稚園教育要領には記述がなく、保育所保育指針のみに見られる。ただし、幼稚園においては、学校教育体系の中で、同様の他法、他通知等により同様の趣旨で概ね実施されているとされている¹¹。

学校教育で教職員に求められる人権感覚・人権尊重の理念について、平成20年に人権教育の指導方法等に関する調査研究会がまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」¹²では次のように述べられている。

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

(3) 教職員を対象とした研修の実施

イ. 人権尊重の理念の理解と研修を通じて身に付けたい資質や能力

学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。

もとより、教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援するという役割を担っている。「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持つ。

また、とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなる。

だからこそ、教職員にあつては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。教職員が、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然である。

(下線は筆者による)

教職員は、人権尊重の理念について十分理解すること、人権を尊重する態度をもって子どもと接することが重要であると述べられている。また、教職員自身の

言動が子どもの人権侵害にならないよう常に意識して行動すべきと改めて明記されている。

この〔第三次とりまとめ〕から 10 年以上が経過し、社会情勢が大きく変化したことに伴い、令和 3 年に学校教育における人権教育調査研究協力者会議は「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」を作成した¹³⁾。その中でも、人権尊重の視点に立った学級経営、学校づくりの重要性が述べられている。

2. 人権教育の総合的な推進

(3) 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり

人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。こうした学校・学級の雰囲気は、正規の教育課程と並び、「隠れたカリキュラム」として児童生徒の人権感覚の育成の面で重要であることが、第三次とりまとめでも言及されている。

(下線は筆者による)

人権教育の目標は、人権に関する理解を深めること、人権感覚を豊かにすること、人権を尊重する意欲や態度を育てることの 3 点である¹⁴⁾。その基盤となるのは人権が尊重されている教育の場としての学校であり、教師一人一人の人権尊重の態度である。幼稚園教育においても、保育者一人一人の人権尊重の態度が求められる。

Ⅲ. 実践的(事例)視点から見る「子どもの人権」

本章では、筆者が保育の中で捉えた事例をもとに、保育者の子どもへの関わりを子どもの人権の視点から分析する。保育者のどのような言動が子どもの人権を侵害していると考えられるのか、また子どもの人権を尊重する保育とはどうあるべきか考察する。

倫理的配慮として、対象者(保育者・子ども)、日時、園名などの個人情報特定されないよう配慮した。また考察に直接関与しない個人等の情報は事例に記載しないようにした。

(1) 「今日も一日、楽しかった人」

降園前、年少児が保育室に集まっていた。保育者は歌を歌ったり絵本を読んだりした後、子どもたちに向かって話し始めた。「今日は追いかけて遊んだね。縄跳びもしたね」と話し始めると、子どもたちは「ちょうちょ捕まえた!」「ブランコに乗った!」と楽しかったことを口々に言い出した。保育者は「捕まえて嬉しかったね」「楽しかったね」など、子どもの言葉を受け止めながら聞いた。話の最後に、保育者は子どもたちに「今日も一日、

楽しかった人」と呼びかけた。子どもたちは「はい!」と笑顔で手を挙げた。保育者は「楽しかったね。また明日もいっぱい遊ぼうね」と笑顔で言った。

この事例で考えたいのは、保育者の「今日も一日、楽しかった人」という声かけが、「楽しくなかった」と感じている子どもの「思想の自由の権利」「表現の自由の権利」「自由に意見を言う権利」を侵害している可能性があるという点である。

保育者は、降園前に今日の遊びを振り返る時間をつくり、子どもたちが今日楽しかったことを思い出せるよう話をし、明日も元気いっぱい幼稚園に来てほしいと願っている。保育者は発言せずにじっと聞いていた子にも意見を表明する機会をつくりたい、どの子にも“楽しかった”という思いをもって帰ってほしいという願いがあり、「今日も一日、楽しかった人」と声をかけたのだと考えられる。しかし、それは同時に「幼稚園は楽しいところだ」「楽しまなければならないところだ」という暗黙の強制力をもちはしないだろうか、という視点を忘れてはならない。保育者としては、子どもたちが元気に手を挙げてくれると安心するだろう。しかしその中に実は「楽しくなかった」と感じている子が、周りの子に合わせて「楽しかった」と手を挙げている可能性を考える必要がある。一斉に同じことをさせるとき、保育者は子どもの「思想の自由の権利」「表現の自由の権利」「自由に意見を言う権利」を侵害している可能性を忘れてはならない。一人一人の子どもの人権を尊重するとき、子どもにとって楽しくない日もあることを理解し、子どもの「楽しくなかった」という発言も子どもの権利として認めようと努め、真摯に受け止めなければならない。「楽しくなかった」という発言があったなら、何が楽しくなかったのか、どうすればよかったのかを保育者自身が振り返って考えることが、子どもの人権を尊重した保育と考える。

(2) 「みんなやってるよ」

年中児 9 月。運動会が近付き、クラスみんなで走ったり踊ったりする機会が増えた。クラスみんなで踊ろうとしたとき、A児は「やらない!」と頑なに拒否した。保育者は「みんなと一緒に踊ろう」「楽しいよ」「Aちゃんと一緒に踊りたいな」と様々な言い方で声をかけたが、A児はその場から動こうとしなかった。保育者は「踊りたくなったらいつでも来てね」と言い残し、他の子どもたちと踊り始めた。踊りの途中で保育者は素早くA児に近付き、「みんなやってるよ」「一緒に踊ろう」と再度声をかけたが、A児は最後まで踊ることはなく、他の子どもたちが踊る姿を遠くから見ていた。

この事例での「みんなやってるよ」という保育者の言葉は、「自分の思いや願いを自由に出し、それと向き合ってもらって、成長・発達の中で出会う身近なおとなと受容的な応答関係をつくる権利(意見表明権)

15」を侵害している可能性がある。

クラスで一斉に活動をするとき、この事例のように活動を拒否する子どもの姿はしばしば見られる。その理由は「自分の好きなことをして遊びたい」「踊りが好きではない」など様々である。保育者はすべての子どもたちと一緒に踊ってほしいと考えており、またそれを望ましい姿だと考えている。このときの保育者は「音楽に合わせて踊る楽しさを感じてほしい」「クラスの友達と一緒に踊る楽しさを感じてほしい」と願って子どもと関わっているだろう。だからこそ踊らないA児が気に入り、諦めずに誘うのである。

しかし「みんなやってるよ」という言葉は「一緒に踊ると楽しいよ」という意味の誘い文句であると同時に、回りと同じことを強いる同調圧力になり得る。「みんながやっているから」という理由で「やりたくない」子どもの気持ちを尊重せずに行動を促し、子どもの意見表明権を侵害している。

この事例を子どもの人権の視点から考えるとき、「やりたくない」と言う子に対し、無理矢理やらせるのは子どもが自由に生きる権利を侵害しているのではないかという点も考慮すべきである。今回の事例では、保育者は「やらない」と言い張る子どもに対し、様々な言葉をかけて動き出すきっかけをつくろうとしたり、踊りの途中でも誘ったりした。寺町¹⁶が『みんな違ってみんないい』の視点から見ると、一斉に同じことをしなければならぬ保育は、子ども一人一人が尊重されているとは言えません。例えば、合奏は楽しいかもしれないけれど、別のことをする子どもがいてもいいし、やってみようかなと思えるまで保育者が待てるのが肝心です。時間や人手に余裕がない中で、強制的に何かを「させる」としたら、それは子どもの権利を尊重しているとは言いがたいでしょう」と述べているように、仮にこのときに腕を無理矢理引っ張って連れて行くようなことがあれば、明らかに子どもの人権を侵害する行為であろう。

子ども自身が「やらされた」と感じて嫌々取り組むのではなく、「やってみたい」と感じられるように仕掛けたり、自ら動き出すのを待ったりするのが保育者の役割である。それは、子どもが「今の自分を豊かに生きる権利」を尊重する保育に他ならない。集団生活の場だからこそ経験できることを、保育者は子どもに経験させたいと願う。それは友達との関わりであり、友達と一緒に踊る楽しさであり、楽しさの共有を通じた人と人とのつながりである。また、運動会という行事を通して経験させたいこともある。運動会で楽しんで取り組む姿を保護者が見ることで、保護者は子どもを褒める。保護者が喜んでくれることを子どもは実感し、次の活動への意欲につながる。子どもの成長にとってよい循環となるよう、保育者は運動会までの日々

の保育で願いをもって子どもと関わるのである。それが子どもの成長する権利、発達する権利を尊重する保育と考える。

(3)「片付けできないと、小学生になれないよ」

年長児 2月。片付けをせずにいつまでも遊んでいる子どもたちに保育者はたびたび声をかけて片付けるよう促すが、一向に片付けは進まない。保育者は「いつまでも遊んでいるの」「片付けできないと、小学生になれないよ」と強い口調で言った。その言葉を聞いて、子どもたちは渋々片付けを始めた。

この事例の「小学生になれないよ」という脅迫的な言葉は、「子どもの一人の人間として尊重される権利（尊厳の確保）¹⁷」を侵害する言葉である。

年度末が近づくにつれ、子どもは次の学年への期待や不安が大きくなる。保育者も子どもに対して「次の学年になるまでにここまではできるようになってほしい」と成長への期待とともにプレッシャーを感じるようになる。「まだこんなこともできないの」と自己評価を下げるような言葉、「大きい組になれないよ」「小学生になれないよ」という脅迫的な言葉は、子どもの人権を侵害する言葉であることを保育者は自覚する必要がある。

子どもの人権を尊重した保育とは、できないことを指摘するのではなく、子どものできるようになったことに保育者が気づき、それを子どもに伝え、共に喜ぶ保育である。自己への自信を基盤として、次の学年への期待が膨らむようにすることが、子どもの成長する権利を保障する保育であると考えられる。

(4)「こんなこともできないなら〇〇組さんだよ」

4月。年長組の先生が年長児の手を引いて年中組の保育室に入ってきて、怒りながら「こんなこともできないなら〇〇組（年中組）さんだよ」と言った。年長組の先生は年中組の先生に「今日からこの子を〇〇組に入れてください」と頼むと、年中組の先生は「いいですけど…」とためらいながら、年長児に「今日から〇〇組さんになる？」と聞いた。年長児は首を横に振り、担任の先生に「ごめんなさい」と謝った。年中組の子どもたちはそのやりとりを驚いた表情で見ている。

この事例の「こんなこともできないなら〇〇組（年中組）さんだよ」という脅迫的な言葉も、先の事例と同じく「子どもの一人の人間として尊重される権利（尊厳の確保）¹⁸」を侵害する言葉である。

進級当初はまだ保育者と子どもとの関係が十分にできていないため、保育者の思い描くクラス運営と現実の子どもたちとの間にギャップがあることも多い。保育者は「できるようになってほしい」という願いをもって子どもと関わるが、子どもは保育者の期待通りに成長するわけではない。成長にはそれぞれのペースがあり、一回聞いただけでできる子もいれば、何度も繰

り返し伝える必要のある子もいる。反抗的な態度をとって保育者を苛立たせる子もいる。保育者の思い描く子どもの姿に早く近付けたい、できるようにしなければならぬという焦りから、高圧的な態度で子どもに言うことを聞かせようとする。これは子どもの尊厳を傷つける行為であり、子どもの人権を侵害する行為である。

また、保育者は子どもと直接的に関わるだけではない。保育者と子どもとの関わりを周りの子どもたちは見聞きしており、保育者の言葉は対象となる子ども以外にも大きな影響力をもつ。年中児が保育者と年長児との一連のやりとりを見ることは、年中児の年長児への評価を不当に下げることになり、思想・良心の自由を侵害するおそれがあることに留意する必要がある。子どもとの信頼関係、愛情に満ちた人間関係を築くことが子どもの人権を尊重する保育の基盤であることを忘れてはならない。

(5) 「これができた人から遊んでいいです」

年長児 6 月。昼食を食べ終える頃、保育者が子どもたちに話しかけた。「ご飯の前に七夕飾りを作りましたね」子どもたちは保育者の話を静かに聞いている。「飾りにまだこよりがついていないので、食べ終わって片付けを終えた子から、こよりをつけてください」「これができた人から遊んでいいです」と言った。食事の片付けを終えた子どもたちは、次々に七夕飾りにこよりをつけ、遊び始めた。

この事例の「～していい」という保育者の言葉は、「今の自分を豊かに生きる権利（成長する権利）¹⁹」を侵害していると考えられる。

保育者としては、七夕飾りを完成させてから遊び始めてほしいという思いがあったのだろう。しかし「これができた人から遊んでいいです」という言葉の問題点は、大人の許可を得てから行動することを子どもに求めていることである。

子どもは自律的な大人への発展途上にあるという子ども期の特性を踏まえ、自己決定能力と自己責任を前提とする自己決定権は、子どもの権利には原則として入らない²⁰。しかし、全てのことについて大人の許可を得ては、子どもは今の自分を豊かに生きられない。浅田²¹は、人権保育の目標（生命維持、自信、自己決定、抵抗）と、2017 年改訂の幼稚園教育要領が示した幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を比較し分析した。その結果、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿には人権保育が求める生命維持や自信に関する姿は見られたが、自己決定や抵抗に関する姿が見られなかった。しかし浅田は自己決定する力・抵抗する力を身につける必要があると指摘している。自己決定する力や抵抗する力は、子どもの権利の一つである意見表明権と密接に関わると考えられ、保育においても重視すべきである。

大人の言うことに従う子どもに育てることが教育や保育の目的ではない。子どもの権利宣言第 29 条にあるように、教育の目的は「子どもの人格・才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」、つまりは子どもの個性を伸ばし、能力を高めることを助けることである。

これまで筆者が保育をする中で、子どもに「先生、外に行ってもいいですか」「先生、ハサミを使ってもいいですか」などと聞かれることがたびたびあった。その言葉に違和感を覚え、許可を求めなくていいことを子どもに繰り返し伝えてきた。「自分の思いや願いを自由に出し、それと向き合ってもらい、成長・発達の中で出会う身近なおとなと受容的な応答関係をつくる権利（意見表明権）」にある「受容的な応答関係」とは、許可を与える・受ける関係ではない。子どもが自分の思いや願いを自由に出し、意見を述べられるように、許可を与えるような保育者の言葉は避けるべきであり、それが子どもを一人の人間として尊重することである。

(6) 子どもの同意を得ない環境の再構成

年少児 7 月。水着に着替えた子どもたちは戸外で水遊びをしていた。保育室にはゴザが何枚も敷かれ、ゴザの上に置かれたカゴの中にはそれぞれ子どもの着替えが入っていた。

水遊びを終えた子どもたちが少しずつ保育室に入ってきて着替えをし、保育者はそれを手伝った。着替えを終えた子は保育室の遊具で遊び始めた。まだ水遊びを楽しんでいる子どももいる。保育者はまだ水遊びをしている子どもの着替えの入ったカゴを移動させ、1ヶ所に集めると、保育室の遊びの場を広く確保した。水遊びを終えた子どもが後から保育室に入ってきたが、自分の着替えの場所が分からず戸惑っていた。

保育者は子どもの同意を得ずに子どもの所有物である着替えを移動させている。これは、子どもを一人の人間として尊重していない行為と捉えられ、所有権の侵害であるとともに、子どもの権利の一つである「ひとりの人間として尊重される権利（尊厳の確保）²²」の侵害であると考えられる。

保育者は水遊びを終えた子どもたちが広い保育室で遊べるように、子どもの着替えを移動させた。それは見通しをもった保育であり、環境の再構成である。幼稚園教育要領解説²³には、環境の再構成について「常に活動に沿って環境を構成し直し、その状況での幼児の活動から次の見通しや計画をもち、再構成し続けていくことが必要となる」と書かれており、幼児期の教育が環境を通して行う教育であるという点において大切な援助である。

一方で、後から保育室に戻ってきて戸惑う子どもに焦点を当ててみると、違う様相が見えてくる。その子どもは、水遊びを終えて保育室に戻ってきた。しかし、

自分の着替えがあるはずのところには着替えはない。保育者が子どもの同意を得ずに子どもの着替えを移動させたからである。

子どもの人権を考えると、「大人が同じことをされたらどう思うか」は有効な視点である。子どもと大人が同じ人権をもつと考えて行動しているなら、大人に同じことをしてもいいはずである。しかし、大人が同じことをされて不当な扱いだと感じる、あるいは不快な思いがするならば、それは子どもを一人の人間として尊重していないということであり、子どもの人権を尊重していない関わりであると考えられる。この事例のように子どもの所有物を移動する場合であっても、子どもの同意を得る必要があり、それが子どもの人権を尊重した保育と考える。

IV. 総合考察

本稿では、まず子どもの人権が保育・幼児教育においてどのように扱われているか、保育所保育指針や幼稚園教育要領等を概観した。次いで、保育者の子どもへの関わりを、子どもの人権の視点から捉え直し、どのような言動が子どもの人権を侵害していると考えられるのか、また子どもの人権を尊重する保育とはどうあるべきかについて考察した。子どもの人権を侵害する行為は、暴力や暴言などあらゆる行為に限らない。子どもにとって肉体的・精神的苦痛と感じられないような保育者の関わりであっても、子どもの人権を侵害する関わりになり得ることを示した。

保育者は子どもの発達を見通し、育ちを願い、子どもと関わっている。子どもの未来の姿を願うあまり、今を生きる子どもが置き去りになっていないだろうか。保育を評価反省する際の「子どもにとってどうか」という視点は、「子どもの育ちにとってどうか」という視点のみならず「子どもの人権においてどうか」という視点をもつ必要がある。

世界人権問題研究センター²⁴が発行した『考えたくなる 人権教育 キーコンセプト』には、人権教育について次のように述べられている。

「人権教育」のベースは、「法規範」である。人権の成文法は、憲法であり、世界人権宣言であり、人権にかかわる諸法律、諸国際法である。したがって、「いろいろな考え方もある」などというのではなく、「普遍的な原理として、守らなければならないもの」を科学的認識として学ぶことである。しかし、「大切であっても守られていない現実」を前にして、自分もまた「分かっている。そうできない事実」は「なぜなのか」「どうするのか」を問うことが学習の中心となる。

これは子どもが人権を学習することについて述べたものであるが、この「自分」を保育者に置き換えることができるだろう。保育者は「子どもを一人の人間と

して尊重した関わりをする」「脅迫的な関わりをしてはいけない」といった子どもの権利について「守らなければならないこと」を理念として理解している。しかし、保育者もまた、人権について学び、意識し、考える中で「分かっている。そうできない事実」と向き合い、「なぜなのか」「どうするのか」を問うことにより、子どもとの関わり方を見直すことができる。

寺町²⁵は「保育の現場を見ると、食事中や遊びの場面が切り替わるタイミングで不適切なかかわりが出やすい」と指摘している。それは例えば苦味な食べ物を無理矢理食べさせたり、保育者の都合で強制的に遊びを切り上げたりするような場面である。本稿ではそのような場面を取り上げなかったが、子どもの人権を尊重する保育について、様々な場面で考える必要がある。

本稿では保育者の子どもへの関わりを見てきたが、「子どもの人権を尊重する」とは子どもと向き合うときだけではない。保育者同士で子どもを否定的に捉えたり一方的に決めつけたりするなど、子どもの人権を尊重していないと捉えられる発言を耳にすることがある。佐々木²⁶が自園の保育士に行ったアンケートによると、「子どもの人権上問題があると思われる保育士の関わりに直面したことがありますか」との問いに、7割が「ある」と回答し、「よくないとわかっている。見て見ぬふりをしてしまった」「人間関係を気まずいものにしたくないからいえない」など意識に個人差があることを示している。保育者の人権感覚に差があるものの、相手との人間関係が悪くなることをおそれて見逃している現実があり、個人として人権感覚を磨くのみならず組織として保育者集団の人権感覚を磨く必要がある。

倉石²⁷が述べているように、保育者同士が互いの思いや考えを理解することが、子どもを尊重する保育を実践する基盤となる。保育を振り返ること、子どもの行動の意味を考えること、虐待を予防する目を養うこと、これらを実践していくためには園内で計画的な研修に取り組むことが望まれる。園内で行われる人権についての研修について、取り組みの例を挙げる。

園で行っている、子どもの権利や人権についての研修例

- ・ クラス会議で普段の保育を振り返り、脅かすような声かけをしていないか、子どもを呼び捨てにしていないかなど、普段の何気ない関わりが子どもの人権を侵害していないか考える時間をつくる。
- ・ NG な事例を見て、正しいと思われる言葉かけや態度を添削し、グループで話し合いを行う。
- ・ 子どもの権利条約の読み合わせやセルフチェックを行う。

(『エデュカーレ 第88号』p60より抜粋²⁸)

園内の研修のあり方は様々であるが、普段の関わりについて振り返ることで人権について日頃から意識で

きるようにすること、保育者同士の話し合いを通じて保育者集団としての人権感覚を磨くことが重要だと考えられる。また林²⁹が指摘するように、一度研修を受けたから人権感覚が磨かれた、意識が向上したというものではなく、自らの人権感覚を繰り返しチェックして確かめ、向上させていくことが必要である。研修のあり方については今後の課題としたい。

引用文献

- 1 木附千晶・福田雅章・DCI日本（監修）（2016）『子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約ハンドブック』121-135
- 2 臨床育児・保育研究会（2018）『エデュカーレ 第88号』57-63
- 3 全国保育士会（2017）保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～．https://z-hoikushikai.com/download.php?new_arrival_document_id=53
- 4 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（2020）議論のとりまとめ 「中間的な論点の整理」における総論的事項に関する考察を中心に <https://www.mhlw.go.jp/content/000647604.pdf>
- 5 前掲 4
- 6 林友子（2016）乳幼児の人権に関する教育・社会活動報告．帝京科学大学教職指導研究：帝京科学大学教職センター紀要 1(1)．245-251
- 7 厚生労働省（2018）保育所保育指針．6
- 8 厚生労働省（2018）保育所保育指針解説．29
- 9 前掲 8．363-364
- 10 文部科学省（2018）幼稚園教育要領解説．178
- 11 総合施設モデル事業評価委員会（2006）第4回配付資料 幼稚園教育要領と保育所保育指針の関係（参考資料2）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/s-hotou/030/shiryo/06022009/005.htm
- 12 人権教育の指導方法等に関する調査研究会（2008）人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕
- 13 学校教育における人権教育調査研究協力者会議（2021）人権教育を取り巻く諸情勢について ～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～
- 14 前掲 12
- 15 前掲 1．121-135
- 16 寺町東子（2018）「みんな違って、みんないい」これが基本的人権．臨床育児・保育研究会（2018）『エデュカーレ 第88号』57-63
- 17 前掲 1．121-135
- 18 前掲 1．121-135
- 19 前掲 1．121-135
- 20 前掲 1．121-135
- 21 浅田明日香（2021）保育における人権教育の課題—幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に焦点を当てて—．岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要（54）．1-7
- 22 前掲 1．121-135
- 23 前掲 10．36
- 24 公益財団法人 世界人権問題研究センター（2018）『考えたくなる 人権教育 キーコンセプト』119-129
- 25 前掲 16
- 26 佐々木孝子（2018）子どもを尊重する保育をするために大切にしたいこと～子どもの人権を考えた保育の実践をめざして～．全国社会福祉協議会．『保育の友 第66巻 第14号』16-19
- 27 倉石哲也（2018）子どもを尊重する保育とは．全国社会福祉協議会．『保育の友 第66巻 第14号』8-12
- 28 前掲 2．57-63
- 29 林友子（2016）乳幼児の人権に関する教育・社会活動報告．帝京科学大学教職指導研究：帝京科学大学教職センター紀要 1(1)．245-251

（2021年 月 日受理）